

【3R研究開発事業費補助金実施に係るQ & A】**Q 3R研究開発事業費補助金の対象となる廃棄物は産業廃棄物のみですか？**

A 廃棄物であれば、産業廃棄物、一般廃棄物いずれも対象となります。なお、汚泥、バイオマス、廃プラについては、重点的に支援します。

Q 産学連携体制とはどういう場合を指しますか？

A 申請者が行う廃棄物の発生抑制や再生利用等を行う研究シーズを持つ試験研究機関や学術機関と共に当該研究開発を行う体制が組み立てられている状況を指します。それぞれ、役割分担や目標が設定されている必要があります。

Q 研究開発について、「当該年度に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと」ありますが、研究が年度の中で終了見込みであり、交付決定と重複しない場合は対象となりますか？

A 事業実施期間が重複してはいけませんので、仮に、他の公的補助金の実施期間が今年の3月末が完了見込みで、この補助金の交付申請が4月であれば申請は可能です。しかし、他の公的補助金の完了を確認した上で、交付申請を受け付けることとなります。なお、申請時に完了見込みである場合は申請を受け付けます。

Q 先導的研究開発事業と研究開発・事業化調査事業の違いは何ですか？

A 先導的研究開発事業は、研究難易度が高く最近の技術水準と比較し適正な内容であり、産学連携体制により事業に取り組む場合が該当します。研究開発・事業化調査事業は、研究難易度や技術水準が先導的研究開発事業ほど高くない場合や産学連携体制による事業の実施体制が無い場合に該当します。

Q 他の事業者が排出する廃棄物を対象とした研究開発も対象となりますか？

A その研究により、当該廃棄物が発生抑制されたりリサイクルされることにより、焼却や埋め立て量が削減される内容であれば、対象となります。

Q 現在堆肥としてリサイクルされている有機性廃棄物を食用又は飼料に利用するための研究は対象となりますか？

A 現在の利用に比較し、利用形態の高度化が図られる計画は、対象となる場合があります。

Q 採択内示を受け、交付決定前に契約した経費や対象事業期間までに支払いが終了しない経費は補助されますか？

A 設問に係る経費は、補助対象になりません、当該額を除いた額が実績額となりますので、事業の進捗管理には十分留意する必要があります。

Q 自社内で作成する機械器具や備品、製造に係る人件費等は補助の対象になりますか？

A 補助の対象は、外部から購入した機械器具等が対象であり、人件費も対象となりません。また、複数の事業者が申請する場合、当該構成企業から調達する原材料や機械器具等も対象となりません。同様に営業活動や販売活動、知的財産権の取得に係る弁理士等の費用、消費税及び地方消費税、支払いに係る振込手数料も対象となりません。なお、研究のための機械器具を自社で組み立てて利用する場合の材料等は対象となります。

Q 先導的研究開発事業により継続して複数年度の事業実施を予定していますが、2年目、3年目の事業の開始時期も交付決定以降ですか？（研究を途中で一端休止する必要がありますか？）

A 先導的研究開発事業で、2回目又は3回目の交付決定を受けて実施される事業のための経費については、当該年度4月1日以降に要する経費は対象となりますので、研究を途中で休止する必要はありません（交付要綱制定時に規定する予定です。）。なお、複数年の計画において交付決定された場合でも、次年度以降の補助を確約したものではありませんので、当該年度の交付決定を受けられない場合は当然、補助の対象とはなりません。

Q 補助金額に下限はありますか？

A 下限はありません。既存機械器具等を活用するなどにより、事業費全体を適正な金額に抑えて研究に取り組むことは、効果的な予算の活用の点からも推奨されます。

Q 研究開発により、特許権、実用新案権、意匠権（産業財産権）を取得する場合の権利の帰属はどこにありますか？

A 補助金の交付決定を受け研究開発を行った補助事業者に帰属します。なお、事業実施期間中及び事業完了後5年以内に当該権利を出願又は取得した場合は、届け出が必要です。

Q 補助事業終了後の制限はありますか？

A 事業終了後5年間は
① 関係帳票類の保存
② 企業化状況の報告が必要です。
また、③補助事業で取得した財産処分の制限
については、減価償却試算の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数が経過するまでの期間、制限が及びます。
なお、②の企業化状況報告の報告書については、報告後3年間保存すると共に、企業化や産業財産権等により収益が生じた場合は、補助金の額を限度に返還する必要があります。

Q なぜ、予算成立前に募集を行うのですか？

A この補助事業では、計画書の提出を受けた後、外部の審査員による審査を経て、採択され、交付決定を受けた後に事業を開始することができますが、事業の募集から交付決定まで通常約3か月を要しています。そのため、予算成立後に募集を行った場合、事業開始が7月以降になることが想定されるため、研究開発の期間を確保し年度内に事業完了出来るようにするためこの時期に募集を開始するものです。

